

機械器具（65）歯科用充填器
一般医療機器 歯科用マトリックスバンド JMDN コード：16195000
（一般医療機器 歯科用マトリックスリテーナ JMDN コード：33204000）

再使用禁止（サービカルマトリックス）

サービカルマトリックス

【禁忌・禁止】

サービカルマトリックスは、再使用禁止。

【形状・構造及び原理等】

1. 外観

1) サービカルマトリックス



2) ハンドル



2. 原材料

サービカルマトリックス：PP
ハンドル：PPSU 樹脂

【使用目的又は効果】

修復材に輪郭を与え、修復材を閉じ込めるために用いる。

【使用方法等】

- 使用前に滅菌済みであることを確認すること。
オートクレーブ滅菌可。
サービカルマトリックス：134℃以下厳守（乾燥工程不可）
ハンドル：乾燥工程を含む 134℃以下厳守
- 窩洞に適切なサイズの本品を選択し、ハンドル先端に装着する。
- 窩洞に合わせ、適切なサイズであるかを確認する。
必要に応じて、プライヤー※やはさみ※等を用いて形態を調整する。
- 窩洞に歯科充填材料※を充填する。
- 窩洞中心部に本品を置き、歯科充填材料が可動部の端を覆うまでしっかりと圧接する。
- 余剰の歯科充填材料を除去する。
- 歯科充填材料を重合させ、硬化後に本品を外す。

※…別売

【使用上の注意】

- 使用前に適切な滅菌を行うこと。
- 本品に異常が見られた場合は使用を中止すること。
- 廃棄の際は感染予防に留意し、関連法令及び各自自治体の指導に従った安全な方法で適切に処理すること。

【保管方法及び有効期間等】

- 粉塵や化学製品を避け、乾燥した場所で保管すること。
- 保管中、損傷しないように注意すること。

【保守・点検に係る事項】

- 使用前に破損、ヒビや大きな腐食等がないか確認すること。
これらがある場合は使用を中止すること。
- 滅菌について
・オートクレーブ等で滅菌を行うこと。【オートクレーブ温度、サービカルマトリックス：134℃以下厳守（乾燥工程不可）
ハンドル：乾燥工程を含む 134℃以下厳守】
※乾燥温度に注意すること。高温の乾燥は、器具が変質、変形又は変色することがある。
・滅菌後の器具は水分を除去し、十分乾燥させてから保管すること。水分が付着したまま長時間放置すると変色の原因となることがある。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者：株式会社歯愛メディカル
住所：石川県能美市福島町に 152 番地